

議案第67号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点
市道665号線	和光市新倉二丁目3298番7地先	和光市新倉二丁目3298番12地先
市道666号線	和光市新倉二丁目3298番10地先	和光市新倉二丁目3298番9地先

令和5年8月31日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

上記路線を市道の路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。